

特集

農林漁業成長産業化ファンド支援の現状と果樹の活用事例について

農林水産省食料産業局産業連携課 課長補佐 吉岡 崇治

特集:

- ・ 農林漁業成長産業化ファンド支援の現状と果樹の活用事例について p1
- ・ 福島県産「あんぽ柿」の出荷再開に向けた取組状況について p4

中央果実協会からのお知らせ:

- ・ 平成25年度果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の実施状況について p5
- ・ (有)平田観光農園の経営展開についてー果樹農業研究会における講話よりー p6
- ・ 道県基金協会の新法人移行状況(平成25年10月1日現在) p7

業務日誌: p8
人事異動: p8
お知らせ: p8

果物を食べて
応援しよう!

被災地を応援

平成24年8月、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(以下「法」という。)が第180回国会において全会一致で可決成立し、12月に施行された。平成25年2月には株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下「A-FIVE」という。(注1))が開業し、農林漁業の成長産業化を目的とする官民共同出資の「農林漁業成長産業化ファンド」が始動した。

注1: Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan の略

1. 農林漁業成長産業化ファンド創設の背景と目的

我が国の農林漁業は、所得の減少、担い手不足の深刻化等の厳しい状況に

直面し、農山漁村の活力は低下している。

一方で、農山漁村は、農林水産物を始めバイオマス、土地、水など様々な地域資源を豊富に有しており、これらの地域資源は、今後の経済成長へ向けた我が国の最大の強みの一つでもある。

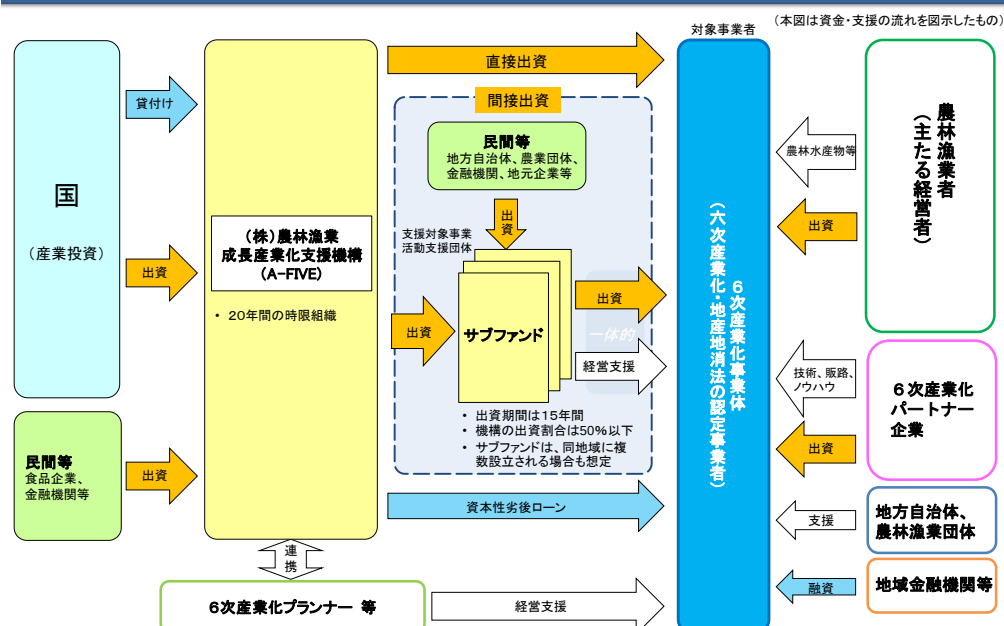
農林漁業成長産業化ファンドは、農林漁業者と2次・3次産業の事業者が連携し、1次産業が産み出した価値を2次・3次産業を通して価値を大きくしながら、消費者に届ける取組を支援することにより、農林漁業者の所得の確保と農山漁村における雇用機会の創出を図ることを目指している。

2. 農林漁業成長産業化ファンドの概要

現在、農林漁業者が農林水産物の加

(図1)

農林漁業成長産業化ファンドによる資金・支援の流れ



工・販売など2次産業・3次産業の取組に進出する気運が高まっているが、その一方で、販路の開拓やマーケティングなどのノウハウが不足し、本格的な取組に踏み出せないケースも少なくない。

また、このような6次産業化の取組を通じて事業拡大を行いたくても、自己資本が過小で事業が拡大できない農林漁業者も多い。

今回のファンドは、農林漁業者とそのパートナーとなり得る2次・3次産業の事業者が合弁で設立した6次産業化事業体等(注2)に対して、最長15年間にわたり出資と経営支援を一体的に実施するものである。

これによって、リスクマネーを共有した農林漁業者と2次・3次産業の事

業者とがパートナーシップを強化し、農林水産物や農山漁村が有する価値を、消費者に着実に届けられるような事業に取り組んでいただくことが可能になるものと考えている。

今回のファンドのスキーム(図1参照)は、A-FIVEが直接6次産業化事業体に対し出資することもあるものの、一般的には各地の地域金融機関などが出資主体となったサブファンドから6次産業化事業体に対し出資することを主に想定している。また、ファンドからの出資は、6次産業化事業体に対する農林漁業者とパートナー企業の出資総額と同額まで出資することが可能である。

なお、出資支援を受けようとする場合、合弁事業体を作ることになるが、

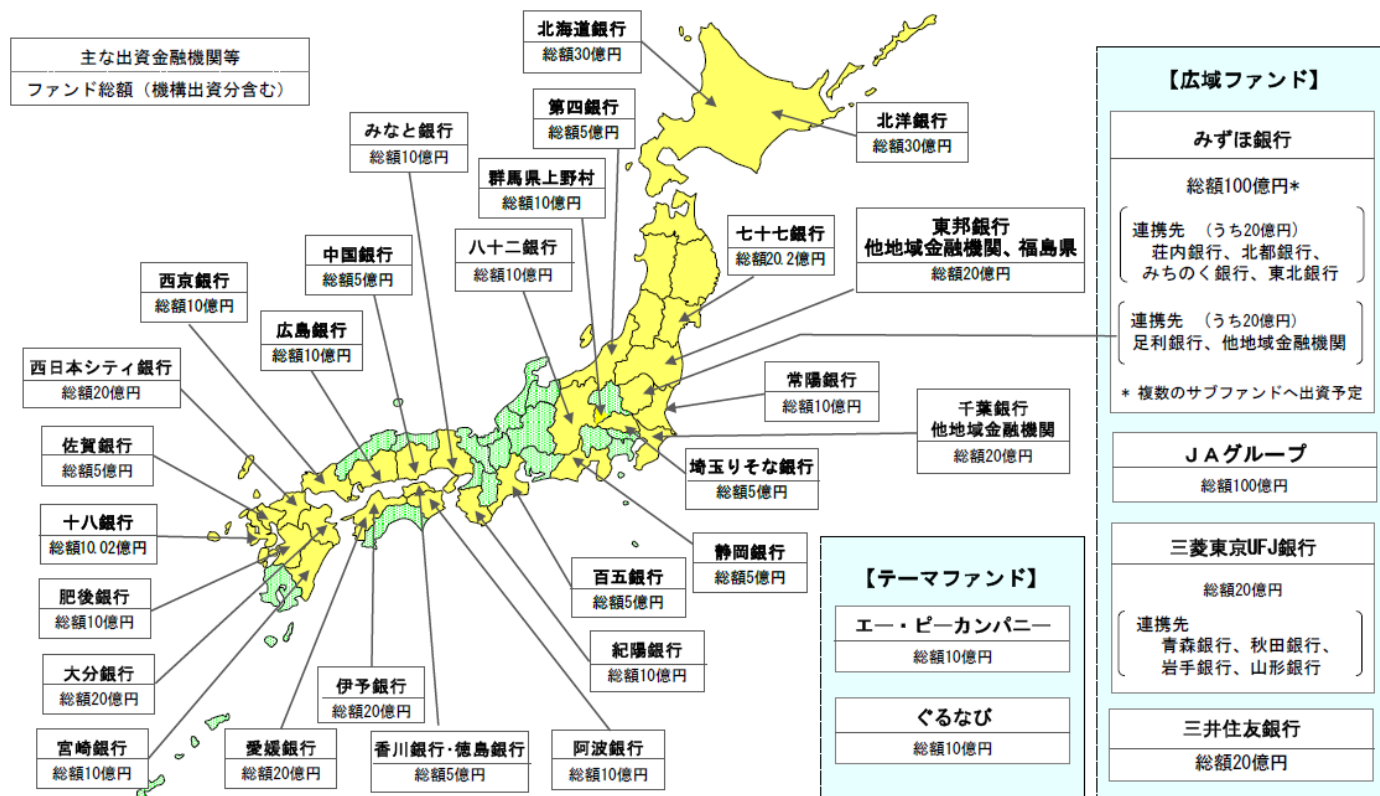
その際、農林漁業者が議決権の過半数を取得していることが必要である。また、A-FIVEから6次産業化事業体に対し、必要に応じ、直接、資本金劣後ローンの貸付も行うことができることとしている。

注2:「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消法)第5条第1項の認定を受けた者。農林漁業者とそのパートナーとなる2次・3次産業の事業者の双方から出資を受けた合弁事業体だけでなく、農林漁業者が2次・3次を切り出した上で、事業を行うことが十分に可能な場合には、農林漁業を行う法人とは別に設立された農林漁業者単独出資の会社も対象となることが可能。

(図2)

サブファンド設立状況について(11月25日現在)

○ 各地の地域金融機関、メガバンク及び事業会社等が出資主体となってサブファンド設立を進めており、11月25日現在で、サブファンド総数は34、サブファンド総額は605.22億円、うちA-FIVE出資分 302.61億円となっています。



3. 終わりに

11月25日までに34のサブファンド(ファンド総額605.22億円)が設立され、その運営主体は地域金融機関、メガバンク、JAグループ、食品関連企業(ぐるなび、エー・ピーカンパニー)のほか、地域おこしを目的とした群馬県上野村など多岐にわたっているところであり、今後もサブファンドの更なる設立が見込まれているところである(図2参照)。また、農林漁業成長産業化ファンドによる出資案件は、9月2日に初の出資案件となる3件が決定された後、11月11日現在で計6件となつて

おり(図3参照)、今後、更なる案件の増加が見込まれるところである。このうち、果樹関係では、果樹経営者と流通事業者が提携して合弁事業体たる(株)OcciGabi Wineryを設立し、北海道余市産ぶどうを使用した高品質ワインを販売するとともに、ワイナリー内に併設するレストランと売店で、地場農水産物やその加工品を販売する取組がある。果樹経営者の方々におかれても、これらの案件を御参考にされ、農林漁業成長産業化ファンドの活用を積極的に検討いただき、6次産業化に取り組み、更なる経営の発展を図っていただきたい。

(図3)

A-FIVEの出資案件について①

【平成25年11月11日現在】

事業者名	サブファンド の主な出資者	サブファンド による出資決定額 (単位：百万円)	事業内容	出資同意 決定日
株式会社 OcciGabi Winery (北海道 余市町)	北洋銀行	サブファンド 76(38)※ 出資総額 152	- 余市産ぶどうのみを使用した高品質・高価格のワインを製造。パートナーの都市部販売網も活用。 - ワイナリー内に併設するレストランと売店で、地場農水産物やその加工品も販売。	平成25年9月2日
ジャパン ホートビジネス 株式会社 (千葉県 富里市)	千葉銀行等 県内11金融機関	サブファンド 50(25)※ 出資総額 100	植木、盆栽の生産者と輸出経験が豊富なパートナーとで合弁事業体を形成。千葉県を中心とした植木、盆栽生産者と連携し、中国に加えEU、北南米等の輸出も志向して新たな市場を開拓。	平成25年9月2日
沖縄栽培水産 株式会社 (沖縄県 与那国町)	西日本 シティ銀行	サブファンド 40(20)※ 出資総額 80	新しい技術を沖縄県と那国島に導入することにより、高品質な車えびの周年販売を実現し、大口需要者の開拓等を通じて大消費地に販売チャネルを拡大。	平成25年9月2日
西日本水産 株式会社 (福岡県 福岡市)	西日本 シティ銀行	サブファンド 60(30)※ 出資総額 120	シラス資源の逼迫により、通常のウナギ養殖がコスト高となる中、これまで有効に活用されていなかった未成熟なウナギを一定の条件下で再肥育することにより、成熟したウナギとして出荷。	平成25年10月9日

※：()内はA-FIVE出資相当分

A-FIVEの出資案件について②

【平成25年11月11日現在】

事業者名	サブファンド の主な出資者	サブファンド による出資決定額 (単位：百万円)	事業内容	出資同意 決定日
e-フレッシュ(株) (宮城県 仙台市)	七十七銀行	サブファンド 100(50)※ 合計 200	被災地域の野菜生産者が大手流通小売事業者と連携して野菜の加工・販売に進出する事業	平成25年11月11日
(株)みらいトレー ディング (東京都 千代田区)	JAグループ	サブファンド 20(10)※ 合計 40	まだ一般的でないレタスを新たに導入し、鮮度を保持できる新包装で流通させ、消費者に届ける流通販売事業	平成25年11月11日

※：()内はA-FIVE出資相当分

特集

福島県産「あんぽ柿」の出荷再開に向けた取組状況について

農林水産省生産局農産部園芸作物課園芸流通加工対策室 課長補佐(園芸流通加工第1班) 森 幸子

○福島県産あんぽ柿について

あんぽ柿は、長い歴史を持つ福島県の代表的なブランド産品で、販売金額は約30億円に上ります。外観は鮮やかなあめ色で、通常の干し柿より水分が多いため果肉は柔らかく、ビタミンや食物繊維も豊富に含んでいます。

「あんぽ柿」の名前の由来は、皮をむいた柿を天日に干すことから「天干柿(あまぼしがき)」と呼ばれ、それが明治時代に「あんぽ柿」と呼ばれるようになったと言われています。

完熟した原料の柿を収穫後、皮をむき、縄に挟んで「連(れん)」をつく



り、吊るして乾燥し出荷します。干場に柿が連なる様子は、伊達地域の冬の風物詩となっています。

○東日本大震災により2年連続で加工自粛に

このあんぽ柿が、東日本大震災による東京電力福島第1原子力発電所事故により、2年連続で加工自粛となっています。震災以降、出荷制限等となった青果物は、その後、順次制限が解除されており、青果物の基準超過事例も24年産以降は極めて限定的となっています。一方、

あんぽ柿は、原料の柿段階では基準値以下でも、加工・乾燥に伴い濃縮することから24年産についても、加工試験を行った結果、基準値を超過し、加工自粛が要請されました。

このような状況を踏まえて、農林水産省では、25年産あんぽ柿の加工・出荷を目指して、本年1月に生産者団体、県、市町村、研究機関等をメンバーとする「あんぽ柿復興協議会」を設置し、この枠組の中で、以下の取組を実施しています。

(1) 安全な原料柿の確保

① 放射性セシウム低減に向けた柿の樹の剪定方法の確立

放射性セシウム低減のための剪定マニュアルを策定し、伊達地域の全ほ場で剪定を実施。

② 幼果期検査の実施

7月中～下旬(満開後40日頃)に、伊達地域のあんぽ柿生



あんぽ柿の出荷再開に向けた枠組

「あんぽ柿復興協議会」の設置

1月22日 第1回協議会

9月11日 第2回協議会(このほか2月以降5回の専門部会開催。)

【目的】

伊達地域におけるあんぽ柿の出荷再開

【構成】

行政機関：福島県、伊達市、桑折町、国見町

生産者団体：JA全農福島、JA伊達みらい、伊達果実農協

研究機関：(独)農研機構果樹研究所、食品総合研究所

農林水産省

【取組内容】

① 安全な原料柿の確保

- ・ 剪定等の放射性セシウム低減対策の実施
- ・ 伊達地域全域で幼果期検査を行い、加工再開モデル地区を設定

② 製品の検査体制の確立

- ・ 全量検査に向けた検査機器開発への技術的支援



あんぽ柿出荷再開に向けた取組

7月中旬～下旬

全農家(約1,600戸)を対象とした幼果期検査(約2,600点) ※1
※1 幼果期(開花後40日)の放射性セシウム濃度は成果のそれを上回らないとの研究成果に基づくもの

あんぽ柿の加工を再開できる地区(加工再開モデル地区)の設定

9月中旬～下旬

加工を再開する農家を対象とした収穫前検査(ほ場別)

9月

あんぽ柿への加工試験

あんぽ柿の加工再開

非破壊検査機による全量検査 ※2

※2 検査を合格した場合、「検査済み」証を製品に貼付

安全なあんぽ柿の出荷再開

産農家全戸を対象に原料柿の検査を実施し、放射性セシウム濃度が 10Bq/kg 以下の検体が 80%以上を占める地域を加工再開モデル地区として設定。

③収穫前検査の実施

加工再開モデル地区では、原料柿の収穫前(9月)にも、園地ごとに検査を実施し、放射性セシウム濃度が 7Bq/kg 以下の園地で加工を再開。

(2)非破壊検査機による全量検査体制の確立

あんぽ柿の放射性物質濃度を 200～230 グラム程度のトレー単位で測定できる検査機を開発・導入し、加工再開モデル地区で加工されたあんぽ柿の全トレーを検査し、基準値以下のものだけを出荷する体制を構築。

(3)農業生産工程管理(GAP)の導入

更に、あんぽ柿の出荷再開に向けて、放射性物質等の危害要因を排除するため、安全なあんぽ柿生産のための管理等のポイントを整理した農業生産工程

管理(GAP)の導入を推進。

〇年内の出荷再開を予定

加工再開モデル地区においては、11月中旬から、原料柿の収穫、加工が開始されました。その後、市場関係者等に向けた説明会が開催されるなど、出荷再開に向けた準備が進んでおり、12月2日には「伊達地域あんぽ柿復興・再生！出荷再開式」が開催されることとなりました。

出荷再開後も、今年産の販売状況を確認するとともに、来年度のモデル地区設定に向けた調査やモデル地区外の改植の検討等の課題の解決に向け、関係者が連携して取組を進めることとしています。

3年ぶりに福島特産の美味しいあんぽ柿が全国に届けられます。安全性も確認されておりますので、是非、ご賞味いただけたらと思います。



中央果実協会からのお知らせ

平成 25 年度果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の実施状況について

1. 第2次計画の申請状況等について

平成25年度の果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業については、10月末日を締切とする第2次事業計画の申請書が道県基金協会等から中央果実協会に提出されました。現在、申請書に基づいて中央果実協会において内容の審査を行い、計画承認の手続を進めているところです。

第2次計画申請の状況を補助金申請額の集計値で見ると、両事業を併せて約 21 億円となっており、前年度の第2次計画申請(24年度＝約 20 億円)を若干上回っていますが、第1次計画申請及び随時受付を行った自然災害関連事業分と合計しても、果樹対策事業の予算の枠内に収まっている状況です。

また、9月末現在で各県道基金協会等からの報告を集計した平成25年度の支出見込額については、果樹経営支援対策事業で約 26 億円、未収益期間支援事業で約16億円となっており、これらの合計額約42億円

は両事業の平成 25 年度予算額(42 億5千万円)に近い金額となっていますが、例年、実際の補助金支払額は支出見込額から1～2割程度減少していることを考慮すれば、まだ今年度の予算枠に余裕があるとみております。

2. 第3次計画申請等の年度内の取組について

来年度(26年度)には果樹経営支援対策事業の第二期の終期を迎えますが、本年度の予算執行実績が27年度以降の次期対策の予算枠を確保する上でも非常に重要なものとなります。既にお知らせしておりますとおり、本年度の事業計画承認申請については、自然災害関連の事業計画について随時申請を受け付けてきたほか、第3次計画(12月末日締切)の承認申請も受け付けることとしておりますので、引き続き、事業の掘り起こしと年度内執行に努めていただくようお願いします。

果樹経営支援対策事業の補助金額の推移

区分		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	(参考) 25 年度内 支払見込	備考
道県基金協分会	整備事業	2,502	2,449	2,494	2,597	2,579	
	うち改植	1,567	1,782	1,815			
受皿機関分	整備事業	67	92	67	69	50	
	うち改植	6	17	25			
計	整備事業	2,569	2,542	2,561	2,665	2,629	
	うち改植	1,573	1,800	1,840			

注1:22～24 年度の補助金額は各年度の計画承認ベースの金額であり、25 年度の補助金額は各県協会等から 25 年 9 月末現在で報告があった 25 年度の計画承認見込額である。

2:「(参考)25 年度内支払見込」の数字は、24 年度計画承認分と 25 年度計画承認分のうち、25 年度中に支払われる見込みの補助金額である。

(有)平田観光農園の経営展開について 一果樹農業研究会における講話より一



1. 研究会の趣旨と内容

我が国の果樹農業は、担い手の高齢化や果樹栽培面積の減少等が進展し、果樹経営の体質強化が緊急の課題となっているとともに、TPP 交渉等の動きが活発化し、農業のグローバル化の一層の進展への対応が急務となっております。このため、果樹農業の将来のあるべき姿を明らかにし、果樹経営の進むべき方向と必要な対応策を検討するため、平成 25 年度「生鮮果実価格形成要因分析調査」の一環として学識経験者等による研究会を開催することとしました。今号では第 1 回研究会の概要をご紹介します。詳しくは別途報告書として取りまとめ公表の予定です。

2. 研究会委員

駒村 研三:公益社団法人日本果樹
種苗協会専務理事
松下 秀介:筑波大学生命環境系准
教授

鈴木 忠 :日本園芸農業協同組合
連合会専務理事
(敬称略)

3. 第 1 回研究会

- ① 日 時:9 月 26 日(木)午後 1 時 30 分～4 時 30 分
- ② 出席者:駒村委員、松下委員、鈴木委員、農林水産省園芸作物課担当官、当協会関係役職員
- ③ 講話者:有限会社平田観光農園代表取締役会長 平田克明氏

4. 第 1 回研究会の概要

平田氏には、①果樹経営の発展過程と現状、②規模拡大、後継者や雇用労働力の確保、新技術や新品種の導入、流通・販売等の取組み・創意工夫、③経営の収支・コスト分析、④地域の農業・農業組織との連携や係わり等経営・技術の多岐にわたる講話を頂いた後、幅広い論点について活発な質疑応答が行われま

した。下記に概要を紹介します。

(1) 経営概要

同社は、平田克明氏により昭和 60 年に設立されました。広島県三次市で、わが国の果樹経営では大規模の約 15ha で、ぶどう、りんご、なし、もも、プラム、おうとうをはじめとする 15 種類にも及ぶ果実を栽培される観光農園を経営されておられます。平成 21 年には長野県中野市で果実の加工を専門とする「果実企画」を設立、また、平成 24 年には、尾道市で柑橘栽培を開始され、経営の多角化を図られています。

メインの観光農園を含めた同社のスタッフは、常勤 16 名を含め、パート、研修生から成る総勢 26 名から構成されております。観光農園では、入園者が年間延人数 20 万人にものぼっています。観光農園の経営に加えて、海外からの研修

生受け入れ、学校児童への農業体験、就農希望者への研修等を多数受け入れるなど、「教育」の視点も同社の特徴となっています。

同園の経営モットーとして、「21世紀の新しい農業を開拓する実践」を掲げられ、高品質な農園作り、オールシーズン可能な果物狩りへの挑戦など、時代の先端をいく経営を実践され、このオールシーズン可能な挑戦においては、「優秀な人材の確保」「気象災害リスクの回避」「加工原料の通年供給とブランド製品作り」「売店・レストランの周年稼働」「多数な樹種の栽培技術指導」といった視点を軸として具体的な経営が展開されています。

(2) 講話のポイント

講話では、上記のご自身の観光園の経営と発展について述べられた他、自社の経営での経験を通じて、今後の我が国の果樹栽培の課題と解決策を提示頂きました。第一に「儲かる体質を確立する」こと、第二に「計画生産・計画的販売の実行」、第三に「省力化を図る」、最後に「適地適作」の4点です。

中でも、第一の「儲かる体質を確立する」点では、具体的に、「価格は自分で決める体質の確保」を強調された上で、その具体的な方策として、①産地化をはかること、即ち、「量を確保」することで、バイヤーに対する交渉力を持つ、②小規模の場合は直売を行う(例えば、宅配・道の駅など)、③生産者が直売店を運営、

の3点を挙げられ、最後に「6次産業化の展開」を挙げられました。最後の6次化関連では、まず自社の観光農園である「フルーツの森平田観光農園」を事例として、詳しく講話されました。その基本コンセプトとして、「果物40%＋景観30%＋ホスピタリティー・6S(整理・整頓・清掃・清潔・躰・作法)が残りの30%」を提示されておられます。最初のコンセプトである果物の加工・販売の商品作りでは、ジュース、ジャム類、調味料、スイーツ、アルコール(ワイン)、酢、オイル、ドライフルーツなど果実を利用した多様な製品を、消費者に直接販売されています。また、自社園を教育の場としても活用され、教育ファームの展開と果物＋アルファ(食事・宿泊・体験・癒し)を消費者に対して提供される取組などを写真を交えて紹介いただきました。

果物の生産はもちろんですが、顧客開拓など経営やお客様のニーズに基づく商品作りとアピールが重要であることや、社員による会社の情報発信を活発にすることの重要性を強調されました。

この他にも、基盤整備、規模拡大、果樹の6次産業化、品種開発等研究開発のあり方、果実の消費拡大、担い手・後継者確保、消費者ニーズにあった果樹生産に必要な栽培技術のあり方といった果樹についての様々な課題に関しても貴重な助言をいただきました。



道県基金協会の新法人移行状況(平成25年10月1日現在)

平成25年10月1日で、全道県協会(28協会)が新法人に移行しました。

協 会 名	移 行 年月日	協 会 名	移 行 年月日
公益社団法人 北海道青果物価格安定基金協会	25.4.1	公益社団法人 愛知県園芸振興基金協会	25.4.1
公益社団法人 青森県青果物価格安定基金協会	25.5.1	公益社団法人 三重県青果物価格安定基金協会	25.4.1
公益社団法人 岩手県農畜産物価格安定基金協会	24.4.1	一般社団法人 和歌山県果実生産出荷安定基金協会	25.4.1
公益社団法人 秋田県青果物基金協会(名称変更)	25.4.1	一般社団法人 鳥取県果実生産出荷安定基金協会	25.4.1
公益社団法人 山形県青果物生産出荷安定基金協会	25.4.1	一般社団法人 広島県果実生産出荷安定基金協会	25.4.1
公益社団法人 福島県青果物価格補償協会	25.4.1	公益社団法人 山口県青果物基金協会(名称変更)	25.8.1
一般社団法人 神奈川県果実協会(名称変更)	25.8.1	公益社団法人 徳島県園芸振興資金協会	25.4.1
公益社団法人 山梨県青果物経営安定基金協会	25.4.1	公益社団法人 香川県青果物協会(名称変更)	25.4.1
一般社団法人 長野県果実協会(名称変更)	25.4.1	公益社団法人 愛媛県園芸振興基金協会	25.7.1
一般社団法人 静岡県果実生産出荷安定基金協会	25.4.1	公益社団法人 高知県青果物基金協会(名称変更)	24.9.3

(次ページにつづく)

(公財)中央果実協会

編集・発行所

公益財団法人 中央果実協会

〒107-0052

東京都港区赤坂 1-9-13

三会堂ビル 2F

電話：03-3586-1381

FAX：03-5570-1852

編集・発行人

中山 尊裕

印刷・製本

(株)丸井工文社



当協会 Web サイト

URL:

www.kudamono200.or.jp

お知らせ

毎日くだもの 200 グラムメールマガジン「くだもの&健康ニュース」を発刊しています。

多くの方の読者登録をお待ちしております。

メルマガの読者登録方法は当協会下記ホームページをご覧ください。

<http://www.kudamono200.or.jp/JFF/>



協 会 名	移行年月日
公益社団法人 ふくおか園芸農業振興協会	25.4.1
公益社団法人 佐賀県園芸農業振興基金協会	25.8.1
公益社団法人 長崎県園芸振興基金協会(名称変更)	25.4.1
一般社団法人 熊本県果実生産出荷安定基金協会	25.10.1
公益社団法人 大分県果実協会(名称変更)	24.8.1
公益社団法人 宮崎県果実協会(名称変更)	25.8.1
公益社団法人 鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会	24.4.1
公益社団法人 沖縄県園芸農業振興基金協会	25.4.1

業務日誌

- 25.10.17～18 第31回果実基金制度落葉果樹連絡協議会(於 青森県)
- 25.11.6 果樹コンクール審査会(第1回)(於 三会堂ビル)
- 25.11.7～8 平成25年度県基金協会ブロック会議(九州)(於 佐賀県)
- 25.11.8 「生鮮果実価格形成要因分析調査」に係る果樹農業研究会(第2回)(於 三会堂ビル)
- 25.11.8～9 農林水産祭「実りのフェスティバル」への出展(於 東京明治公園)
- 25.11.14 果実消費拡大・普及啓発手法確立調査に関する検討会(第2回)(於 三会堂ビル)
- 25.11.14～15 平成25年度県基金協会ブロック会議(東日本)(於 神奈川県)
- 25.11.21～22 平成25年度県基金協会ブロック会議(中国四国)(於 広島県)
- 25.11.25 果樹コンクール審査会(第2回)(於 三会堂ビル)

